

大阪の部落史 通信 5

主な記事

- 史料紹介～「松前一件」における「穢駄村」(1)
- 研究会報告／現代部会.....(3)
- 史実～別個の集落だった下瓦屋地区.....(4)
- 書評～『戦前期の在日朝鮮人と参政権』... (5)
- 図書紹介～『被差別部落の民俗伝承』.....(6)
- 各地区の部落史研究～日之出.....(7)
- 寄贈図書一覧.....(8)

発行 大阪の部落史委員会
〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

史料紹介

「松前一件」における「穢駄村」

左右田昌幸（本願寺史料研究所）

全く目的の違う史料を探している時に思わぬ史料と出会うことがある。

幕末期に真宗がどのように北海道に進出したのを調べている時に、非常に悪筆の一紙文書だったので一瞬、読むことを躊躇したが、なんとか私にも判読できる文字を追って行くと「穢駄村」という文字が目飛び込んで来た。北海道に「穢駄村」？これは一体なんなんだと、私の貧しい知識では両者が結びつかないまま、初めの目的を忘れて本願寺史料研究所に保管されている二十数冊の『松前一件』と表紙に記された冊子をめくるはめになってしまった。

結局、この一件の顛末は判明しなかったのだが、史料探索の結果を、「大阪の部落史」に関係する範囲で報告しておきたい。いかにスペースが限られているとはいえ史料紹介であるので、やはり史料を提示しておきたい。以下の史料は、長御殿「松前一件」（四番帳）に写込まれた「松前箱館引合手續覧」の一部である。

一川上屋庄吉申出候、箱館にて皮一円引請御聞濟之上、大坂江相登り候処、其中鹿皮年分五六万余も産物ニ而有之分目当ニ而、牛馬等之外兎之獸皮者沢山有之候得共、此者目当ニも無之、鹿皮者武具入用品ニ而有之間、職人召連下り可申条、願ニ付御聞濟之訳柄ニ有之候間、先日江渡辺村播源江引合、右鹿皮者高金ニ而も有之故、波辺江銀主有之、松前箱館江相下り呉候様及示談候処、播源返答ニ者引合之分者致承知候、元来鹿皮者前來渡辺ニ而諸方江於出皮買諸候所、近來大坂塩町江御奉行所江相願、御下知ニ而外々之者買入御指留被仰出、塩町計ニ而鹿皮取扱相成申候故、村方ニも一同敷ケ敷、又面目も無御座、右鹿皮塩町之外渡辺村ニ而取扱不苦与申義、箱館御奉行所様江御沙汰有之候ハ、當時ニて誰ニても引受、金子者何万兩ニ而も銀主可相成候、此一条上之御沙汰急度御免之義無之而者、

当村之取扱ニ者不相成、皆々塩町へ被引上候義故、銀主ニ可相成候者無御座候、先箱館御奉行様江急度鹿皮ニ而も渡辺村買売不苦義御免御座候ハ、致銀主、其上職人之義御望次第召連相下り可申旨、返答申候事下聞請候、右之趣ニ付庄吉事箱館御奉行江皮一円引受者御免相成候得共、鹿皮等莫大之義故、大金無御座候而者買入申義難出来、銀主渡辺村へ引合申候処、前件之次第二付六ケ敷、此義ニ付天満鈴鹿町四人へ内々相談之処、四人之衆中被申候旨、右鹿皮御本山御用皮ト致し相登候ハ、渡辺も請込、又塩町も彼是故障申事難出来、何れ彼地御宗門開候ハ、追々国産献上ニも可相成候間、鹿皮も御産物之内与致し中度候、此段勝解院様御取持相願度由相聞江候、右ニ付返答ニ者左も取組之段至極宜敷相聞江候、併右鹿皮者大坂塩町白皮屋職共、外ニ取扱申間敷旨、先年江大坂御奉行所江触表も有之義

なん者、御本山産物として箱館方
大坂江船漕申候共、余物者如何様
二も兎も角も可相成候得共、鹿皮
計者塩町引請株故急度御奉行所江
出願可申候、左候時者御奉行所方
も御本山江御引合ニ可相成、其節
御本山御威光ニて御勝利相成候と
も、公事訴訟ニ相成候て者不宣、
自然塩町ニも御門徒之者も有之候
ハ、定而御恨可申、左候時者指縛
之発端ニ可相成候間、此義者決而
取持可申段不相成旨申聞候所、何
れも恐入申居候

之趣又々願出候ニ付返答ニ者、此
義随分尤之申方ニ相聞候、併火打
村迎とても遠境之処故承引可申
哉、其義難計候得共理解可申聞候、
又僧分之義者一了簡ニ難取計、此
者御本山江伺之上返答可申旨申聞
置候

この「松前箱館引合手續覚」は、
毫撰寺の役僧と思われる入真坊と箱
館の近江屋庄吉および大阪天満鈴鹿
町の四商人との数度の折衝を踏まえ
て、毫撰寺が内容を纏めて本山の西
本願寺に提出したものとされる。

時は安政三年（一八五六）。函館仲
町の近江屋庄吉が中心となって画策
し、摂津の「穢多」を皮革職人とし
て北海道に移住させ、彼等が捌いた
北海道の皮を大坂に移送することを
目論む（他に函館仲町の加藤屋米
七・常陸屋与七・高田屋源左衛門の
倅直藏・千代田村の菊地屋佐兵衛が
関係しており、『松前一件』の五番帳
の関係記事では、元締めは高田屋で
あったようである）。同年七月には大
坂天満鈴鹿町近江屋八郎兵衛・加勢
屋金助・伊勢屋金蔵・藤屋善兵衛の
四人この四人は、西本願寺の院家
寺院で北摂の有力寺院であった毫撰
寺（小浜御坊）の門徒一を取次とし

て、真宗門徒の皮革職人を北海道に
移住させることを西本願寺（願書等
の宛所は毫撰寺）に願い出る。

真宗門徒ではなかった川上屋庄吉
等は真宗への改宗を願い、また東本
願寺に対して遅れをとっていたもの
の北海道開教を開始しつつあった西
本願寺の利益にも、さらには移住し
た皮革職人の利益や幕府の北海道開
発の意図にも叶うことであると強調
することによって目論見の実現に西
本願寺の協力を取りつけようとす
る。函館に出張所建立を目指してい
た西本願寺には、出張所建立が遅れ
ることは「御一派之御瑕瑾歎ケ敷次
第」であり、東本願寺の松前専念寺
が北海道への「入人」となる「牛馬
を取扱候穢多」をすべて門徒とした
という願いが函館奉行に拒否され
たという「幸之義」があり、「広大之
土地、凡只今迄日本今一国出来可致
程之由、此処ニ而手拔候而ハ誠ニ未代
之後悔、此上有間敷」という認識も
存在していた。函館の商人の財力と
北海道への「入人」を出張所附の門
徒にして、その財政維持の一助にす
るといふ方向で、前向きに状況調
査・検討がなされたようである。

しかし、『松前一件』の冊子群から
拾い出せる史料の上では、「鹿皮」が

本当の狙いであることは、三者の話
し合いがかなり進んだ段階で明らか
になる話である。そもそも川上屋庄
吉が天満鈴鹿町の四人に話を持ちか
けた段階の史料では、「彼地ニ而右庄
吉奉願上候一件者、猷并牛馬迄之皮
一円ニ引受願濟之儀ニ付罷登リ」右
願立之発端庄吉江承り合候処、何分
未不開土地柄製法之義も不存故、用
弁不成候、只々廢物ニ相成、殊に者
御出役人当時入用第一之品物ニ有
之、眼前其製法不存与者乍申、残念之
思召歎ケ敷次第」であり、「皮取扱渡
世引受人并職渡世之もの共」を北海
道に移住させたいというものであつ
た。

ただ、「鹿皮」買い集めの資金提供
者として渡辺村の「播源」播磨屋か。
名前の「源」は不明）に意向を質し
たにしては、川上屋庄吉が毫撰寺の
入真坊に「皮師職之者（中略）者当
地渡辺村与申方御座候得共、此方相
頼之節者右皮上坂之節、格別損徳之
義御座候間、此村相除被下、外方ニ
而職人召連下度御座候」と渡辺村で
はなく他村の「穢多」を職人として
移住させることを希望していること
が理解できない。さらに話し合いの
場で、川上屋庄吉が毫撰寺側に目論
見の信憑性を実証するために見せた

辰四月付の函館奉行宛ての願書下書きの中に、あたかも今回の目論見が渡辺村からの発案であるかのように「大坂唐物町木屋金兵衛与申者方私方江以書面申参り候二者、大坂渡辺穢多共方頼合二者箱館表江引越、皮類取扱仕度、勿論御用之儀者何成共相勤可申、依之箱館住所御免被仰付被下度奉願上具候様申越候二付」と記していることも解せない。これが渡辺村からの要求に基づいた動きであるなら、「鹿皮」取扱に関する渡辺村の「播源」の消極性が理解できない。同じ願書下書きには「先年私義、松前様御領地之砌者願濟之上、皮類買入仕、大坂表江度々差登罷在候処」と記しているのだが、これも「態々御当地江罷登り候得共、知ル人者無之、前書之手続二而私共相頼越候訳柄二御座候」という天満鈴鹿町の四人の文言と矛盾する。川上屋庄吉が北海道で「皮類」を買入て大坂に登っていたのなら、その取引関係の商人が存在した筈である。このように見てくると川上屋庄吉らの目論見には、かなり胡散臭さがつきまといていたと考えざるをえない。

箱館引合手續覚」について、実際には「御出張所御起立迄、中々以不容易之御雜費相掛り可申」と考えられるものの、「右手続二候得者決而御本山御迷惑筋無之」であるから、「右様之義ハ仮令虚談二候とも不捨置、実事ニ引入御趣意相立候様可致ハ出役之働」といい、実現の可能性模索が重視されていた。毫撰寺も火打村に「理解」を申聞かせようとしたようであり、八月二十三日からは実際に毫撰寺(小浜御坊)周辺の「穢多村」に意向の照会を開始する。

これ以降は、今回の史料探索の範囲では、残念ながらほとんど記述を見いだせなかった。西本願寺の北海道開教は、翌安政四年には軌道に乗り出すのだが、川上屋庄吉らの目論見は実現したのだろうか。『松前一件』に記事が見出せないということは、実現しなかったと思われる。そもそもこの小文の契機となつた悪筆の一紙文書(近江屋八郎兵衛が明専寺に宛てた手続書)にも「金助方私江談合致し候処、其振合にて穢駄村引合仕候得共、三百里余茂相隔り遠境の義故、面々共力ニおよばづ候」とある。

多・非人蝦夷地移住論」や函館奉行による「蝦夷地」開拓の労働力として諸国の「穢多・非人」を導入する動き(菊池勇「アイヌ民族と日本人」朝日新聞社、参照)などを踏まえて発想されたとするには、少し異質なものを含んでいるのではないか。川上屋庄吉らの目論見は、民間からの、しかも「穢多」の職能をそのまま生

研究会 現代部会
報告 (一九九六年三月二日)

かした、つまり「平人」に戻した上であるとか、「ゲガレ」を祓つた上でなどという手續きを含んでいない移住「論」であったという点に注目していいのではないだろうか。

史料探索の報告は以上であるが、「鹿皮」の問題など「大阪の部落史」に何か役立つ点があれば幸いである。

戦前の意識をかなり引きずってきているのでそのあたりを明らかにしたい、③在日朝鮮人連盟の結成大会には松本治一郎が来賓挨拶をしているが、大阪の結成大会や一九六〇年代前半頃までは双方とも連帯という関係が成立していないと思われるが、その背景には人権問題そのものよりも政党の動きが強くあつたからではないか。そういった点の克服の視点を大切にしてほしい、④部落内の意識の動向も重要なテーマで、青年同盟がどのように部落をとらえていたのか、全日本同和会がどういう方針をとっていたのか、等も十分視野に入れていくべき、⑤教育では学校文化という視点より教員の意識状況の変化を何とか把握できないか、等の意

にもかかわらず、先に記したように北海道開教において東本願寺に遅れをとっていた西本願寺では、「松前

見が、幕末期の国学者や儒者の「穢

がある、②意識面では日本の場合、

変化を何とか把握できないか、等の意

見が出された。
溝上瑛よりは文化・思想について
の第一次報告がされ、部落外の意識

だけでなく部落と部落外との「接点」
の状況についても視野に入りたい旨
が提起された。

史 実

別個の集落だった下瓦屋地区

——『新修 大阪の部落史』上巻の記述に関わる自己批判

中尾健次（大阪教育大学）

一月一二日午後三時、泉佐野市の
下瓦屋解放会館に来る。下瓦屋のフ
ィールドワークに参加するため。

区であるかのような雰囲気も残され
ている。」（二〇七頁）

下瓦屋支部の中西常泰支部長に案内
をお願いし、田中治朗事務局長をは
じめとする部落解放泉南紀北地域民
衆史研究会の方々とともに地域をま
わる。

つまり、下瓦屋と鶴原を一地区と
見なしている。「根拠がないわけ
はない。『大阪同和教育史料集』第三
巻に収録されている『部落改善調査』
や、『樗井部落文書』に収録されてい
る『和談一札』などに、「布村」へ野々
村の記載があったからである。

このフィールドワークに参加した
そもそものきっかけは、わたしが『新
修大阪の部落史』に書いた下瓦屋に
関する記述にある。それは、次のよ
うなものであった。

「泉佐野市の下瓦屋と鶴原は、
『部落台帳』では「北中通村大字鶴
原字布」として記されている。この
村は、近世においては鶴原村・下瓦
屋村という二つの本村が共有してい
た枝郷で、いわば共有地にあった被
差別部落である。ただ、現在までの
鶴原地区と下瓦屋地区は、交流の度
合いなどからみて、あたかも別の地

がであった。そのせいだろう。『史料の』
には一地域だろうと「確信」しなが
ら、『新修大阪の部落史』の記述は、
いかにも「中途半端」な表現になっ
ている。

昨年の一月初旬、下瓦屋の歴史
を調べている山中明氏から電話。

「敬愛する」先輩で、もう二〇年以
上の付き合いになる。「あんたの文

章、あれまちがいやで」というショ
ッキングな内容。久しぶりに会おう
ということになり、一二月四日に旧
交を温める。

泉州地域の部落史研究は、ここ数
年、めざましい発展を遂げている。

『熊取町史』史料編（Iは一九九〇
年、IIは一九九五年刊行）には、部
落史関係の史料が多数収録され、ま
た貝塚では、一昨年来、福原家文書
の調査がおこなわれている。そして
昨年の三月には、藤本清二郎氏の『近
世かわた村支配の政治形態』（発行も
藤本氏）が生まれている。

山中氏の話は、こうした新しい成
果と地元土地勘に基づき、鶴原と
下瓦屋とは、近世以前から別個の地
域というものであった。つまり両地
域は、一つの地域ではなく、中世・
近世を通じて、全く別の、二つの「か
わた村」であったということになる。

私は、これらの新史料や藤本氏の
研究を確認することで、先にわたし
の書いた記述を修正しなければなら
ないと思った。同時に、地域の土地
勘を持ちたいとも思った。その結果、
山中氏を通じて中西常泰氏に連絡し
ていただき、部落解放泉南紀北地域
民衆史研究会の活動として、一月一
二日のフィールドワークを位置づけ

でもらうことになったのである。フ
ィールドワークは、村の寺である正
覚寺からスタート。報恩議の催しが
おこなわれているが、その合間をぬ
って住職さんが親切に説明してく
れる。本堂は元禄四年（一六九一）
に建立されたが、御本尊には本願寺
一〇代目法王証如上人の銘が刻まれ
ているとか。となれば、天文年間（一
五三二〜一五五五）の開基となる。

広い敷地と大きな本堂には、そうし
た歴史を思わせる風格がある。
正覚寺のすぐ側に、かつて下瓦屋
と鶴原の境界であった土手がある。
段差が約一メートルで、現在はその
一部が残されるだけ。

大阪和泉泉南線を越えたところに
下瓦屋の共同墓地がある。文政年間
（一八一八〜一八三〇）のものが散
見される。一方、鶴原の墓は全く別
のところにあつて、下瓦屋と鶴原と
が、集落として独立していたことを
間接的に示している。

地元では、以前から、下瓦屋と鶴
原とが別個の集落であることを確信
してきた。この土地勘が、最近の研
究によっても実証的に裏づけられて
いる。地域史においては、史料ばか
りでなく、こうした土地勘がいかに
重要であるかを、わたし自身、再確

信

認することになった。

近世における実証的な裏づけは、昨年、藤本清二郎氏の『近世かわた村支配の政治形態』によって得られた。藤本氏は、まず天保九年（一八三八）の国絵図において、瓦屋村の近くに二つの「皮多村」が記載されていることを示し（八頁）、さらに宝暦二年（一七五二）の『和泉国輿地図』においても、すでに「ツルハラノ皮田」と「北出ノ皮田」（下瓦屋）が併記されていることを紹介している（一九頁）。

同書には、福原家文書が多数収録されている。たとえば、史料六九（天明三年）・七〇（天明五年）には「瓦屋村皮多肝煎 左次兵衛」の名が見え、史料七二（年不詳）では「鶴原村皮田・瓦屋村皮田・樽井村皮田・当嶋村」の記載がある。また、史料八四（文化十一年）では「鶴原村皮田村肝煎 仁右衛門同 喜八」と並んで、「瓦屋村皮田村肝煎 伝三」の名が見える。

こうした記載例から考えても、両地域が別の「かわた村」として位置づけられていたことはまちがいない。

ここで問題となるのが、両地域を「布村」（野々村）とする記載がなぜ

生まれたのか、である。たとえば、前掲「部落改善調査」については「行政の机上の調査による歪曲」があることを、石垣進氏が実証している（『未来を見通す理論と展望を』部落解放泉南紀北民衆史研究会）。

さらに、これと関連して、藤本氏が紹介する史料八〇・八一（年不詳）に「しまむら」「両のゝむら」「下瀧むら」の記載がある。この史料は、人足派遣を求めた覚書で、かわた村同士の連絡を簡略に伝えたものである。おそらく、こうした場合に、俗称として「両のゝむら」の称が使われたものであろう。しかし、この史料にしても「両」として表現されていたわけで、「布村」（野々村）が一つの集落として認識されていたわけではない。

ところが、それをさらに簡略し、「両」を略す場合のあったことが、誤解を生む背景になっている。たとえば史料八〇では、同じ史料に「両のゝむら」とある一方で、「しまむらのゝむら たきむら」との記述がある。つまり、「両」が省略されている。じつは、前掲「和談一札」も、かわた村同士の連絡で、ここにも「野々村」の記載があり、その直後に「鶴原瓦屋皮多村」とも記されて

いる。「部落改善調査」は、こうした俗称的な、しかも省略された名称である「布村」を、そのまま無批判的に記載したものであろう。さて、書き足りない点は多々あるが、紙数が尽きてきた。最後に、無

書評

松田利彦『戦前期の在日朝鮮人と参政権』

△双書 在日韓国・朝鮮人の法律問題5▽

渡辺俊雄（部落解放研究所）

名前が挙がっている。

全国水平社創立七〇周年を機にリバイおおさかが開催した特別展に、ハングルで「叶丛叶」とルビのある松田喜一の選挙演説会ニュース（一九三六年）が展示されていた（大阪人権歴史資料館『全国水平社』の九五頁、一六一頁）。南王子村の村会議員選挙では、一九三七年に一人、一九四二年には三人の朝鮮人が当選していることが、以前から気になっていた（『吾等の叫び』一九三頁）。さらに『朝鮮人強制連行調査の記録 大阪編』に収録されている『半井知事引継書』（二二二頁以下）には「在日朝鮮人の政治的進出状況」の項目があり、一九四一年現在で堺市・吹田市・泉北郡春木町・同樽井村・同南王子村・同大津町・中河内郡枚岡町（二人）・同瓜破村に朝鮮人議員の理を聞いていただき、寒風の吹きすさぶなか、三時間にわたって地域を案内して下さった下瓦屋支部の支部長中西常泰氏にお礼を申し上げ、とりあえずペンを置きたいと思う。

ているのも、こうした実態を反映したものであったかもしれない。

これまで、部落と在日朝鮮人の選挙権・被選挙権についてはこうした断片的な知識しかなかったが、今般本書を読んで「帝国臣民タル男子」であることを要件とする参政権が在日朝鮮人へも認められるとの法解釈が、普通選挙法施行以前の一九二〇年（第一四回衆議院議員選挙）からあったことを知る。もちろん、だから朝鮮人が差別なく位置付けられていたわけではないし、参政権が認められることによってたらされる在日朝鮮人側への複雑な問題もある。

しかし、それはさておき、一九二一年当時すでに大阪では二人いたという在日朝鮮人の有権者は、その後の普通選挙の実施や朝鮮人の渡航形態が「出稼ぎ型」から「挙家離村型」にかわって定住が進んだことなどによって、一九三〇年代に入ると飛躍的に増加し（一九二八年・四八七三人、一九三二年・八四〇二人、一九三六年・二万八〇五三人）、共産党や合法無産政党の日本人候補者を支援する（例えば、一九三〇年二月の第一七回衆議院選挙での小岩井浄、栗須七郎）。もっとも、朝鮮人は街頭示威運動の性格の強い選挙運動で実働

部隊の役割を期待され、弾圧にさらされたようだ。

さらに在日朝鮮人自身、被選挙権を行使して衆議院議員（一九三二年に朴春琴が当選）ほか各級議会に進出する。大阪に限っても、一九二九年の堺市議選（この選挙は泉野利喜蔵が初当選した時）以降一九四三年に至る間に、延べ五八人が立候補し、二三人が当選している（八二頁）。部落との関連は、先に触れた堺市・吹田市・南王子村に限られないかもしれない。

『吾等の叫び』で出典とした『特高月報』では一九三六年以降のことしか判明しないが、南王子村でもそれ以前から村会への進出があった可能性もある。一九三〇年の岸和田紡績の争議に南王子村在住の朝鮮人が応援に駆け付けていることが『岸和田市史』第八卷（九二二頁）からも知られる。

これもすでに別の機会でも触れたが、戦後は八坂町に泉北朝鮮小学校が設置されているし、部落の児童も通う隣村の信太小学校では一九五〇年に在日朝鮮人が民族教育を実施するよう求めて運動している。これからの「大阪の部落史」には、当然こうした事実をふまえた叙述が必要と

されているのではないだろうか。

在日朝鮮人（および台湾人）の参政権は、一九四五年一二月の衆議院議員選挙法の改正（女性の参政権が初めて認められた画期的な改正）で

剝奪（「自分の内之を停止す」）されて、今日に至っている。本書の筆者は、京都大学文学部。
（明石書店、一九九五年四月、B6判・一三五頁、一六五〇円）

図書紹介 「被差別部落の民俗伝承 大阪」

信太山盆踊りと左マワリ 松原 右樹（大阪府立伯太高校）

和泉の信太山盆踊りは、やぐらを中心にして「左まわり」に旋回する。時計とは逆まわりの輪を描くわけだが、なぜ「左まわり」なのか。そして奇妙なことに、地元の古老はそれを「右まわり」と称している。このことを考えてみたいが、その前に盆踊りの意味するところを見ておこう。

（神がかり）の状態となるわけで、踊り手たちの描く円は、おのずから聖となる空間、異界となっていく。それを鋭い感性でとらえた歌人、岡野弘彦は次のように詠む。

「またひとり顔なき男あらわれ
て暗き踊りの輪をひろげゆく」
「夜の更けの盆の踊りにひたひたと影ふえてくるは戦死者の
霊」

本来、盆踊りというものは、神霊を迎え豊穣を祈る農耕儀礼であったが、のちに、祖霊とムラの周辺を漂う無縁仏の霊とを招き、それらを鎮め、供養する仏教民俗行事として成熟していったのである。定まつたりズムとメロディーを繰り返して、輪を描いているうちに、興奮、恍惚の境に入り、魂が抜けたような一種のトランス状態となる。それは、神霊（または祖霊）に憑かれた「ものぐるい」

まさに、盆踊りの輪の中には、ひたひたと憑ってくる亡き人々の霊があった。それを迎えるため、踊り手は自分が自分であつてはいけな。自己の固有の性質を消し去り、死者の霊そのものになるわけである。信太山盆踊りでも、踊り手たちは白手拭いで顔を全部隠し、目だけ出して踊るのも、死者に変身していることを意味する。

折口信夫によると、盆踊りが音頭取りを中心に輪を描き旋回するのは、イザナミとイザナギの「天の御柱」をめぐる国生み神話の形式の遺存だという。つまり、旋回することによって、その輪の中心に神霊(祖霊)が降りて、人々は聖なるものとまじわることでできる始源の時を迎えることになる、ということであろう。円の中心に立つ音頭取りは、神の依り代となるため、晴雨にかかわらず、必ず雨傘を広げなければならなかった。雨傘は神を招く呪具であったからである。

「子供は過去を保存する」といったのは柳田国男であったが、子どもたちの遊びには、われわれが見失ってしまった古い時代の信仰生活が、記憶の底にひそんでいることが多い。例えば、「かごめかごめ」の遊びは、盆踊りの輪の形と同じ信仰原理に根ざしている。「かごめ」は「囀め」の異形「かごめ」のことで、「囀め囀め」という旋回を繰り返すと、輪の中心にいる子に神霊が憑き、「うしろの正面だあれ」と問われても、それを言い当てる霊力を発揮することができた。これは、東北地方に伝わっていた「地藏遊び」や「地藏つけ」と同様、描く輪の中心に神霊が降臨

してくるといふ民俗心意のあらわれであった。ところで、信太山盆踊りの場合、現実には「左まわり」をするのに、それを「右まわり」と逆さまに表現されることがある。各地にそのような事例は見られるが、沖縄久高島の神事では、神女たちの「右まわり」を逆さまに言い、「ピザイマーイ(左まわり)」と称している。昔から「水鏡」ということばがあるが、こういう踊りや神事によって造られる輪は、地面を鏡と見る、いわば「土鏡」ともいふべきもので、鏡の向こう側の地下は死者の棲むあの世、異界であろう。そこでは、この世とはすべて逆さま、時間的にもあの夜の夜明けがこの世の晩となり、上下も左右も「鏡」の映像のように逆になる。

「かごめかごめ」の中に出てくる「夜明けの晩」という不思議なことばも、あの世とこの世と交わる地点での時間である、私は想像している。盆踊りの「左まわり」も、地下のあの世から見ると、それは「右まわり」と逆さまの映像になる。そして、死者の視点に立った逆さま表現が信太盆踊りに残ったことは興味深い。

また、「左まわり」は、各地に残る神霊やそれを招く習俗と深いつながりがある。宮メグリ、舟オロシ、葬制の棺など「左まわり」が多い。

各地区の部落史研究

部落解放
日之出地区部落史研究会

日之出部落史研究会は、一九八四年三月に発足しました(初代会長は井上千昭)。第二三回日之出支部大会で「永年の部落差別によって人並みに生きる権利を踏みにじられてきた憤りや悲しい想いが部落の中では唄や踊り、語り、生活として残っています。そこに息づく差別体験、文化を掘り起こし、子ども、青年、婦人等の各層を巻き込んで発足した『部落史研究会』を中心にして、現在の部落解放運動の各々の課題の中へ根付かせていく活動をすすめていきます。」と確認されています。

「部落史研究会」は、発足当時は

発足と同時に日之出の歴史資料『みやらけ』の編纂に取組みました。日之出地区は一九四五年六月七、一五、二六日の三回、東淀川大空襲に見舞われ、地区は壊滅し、貴重な古文書が焼失しました。本村も空襲に見舞われ古文書は焼失しています。ですから(1)部落のお年寄りからの聞き取りに重点をおき(2)調査活動を展開しました。関係支部からの資料の取り寄せ、兵庫県マツチ工業組合、御所市の阪本清一郎さん等を訪問しました。

(3)伝承唄の採譜、法界屋、中島音頭の保存運動に取組みました(婦人部、青年部、子ども会、保育所での取組み)。冊子『みやらけ』はやつと一九八五年一二月に完成しました。

それ以後の活動としては、一九九〇年、国際識字年を記念して岸キヌエ婦人部長の生い立ちを、彼女が永年識字で書き綴ってきた文章をもと

に『みやらの子守唄』としてまとめました。一九九一年、部落解放文学賞(記録部門)を受賞しました。

水平社創立七〇周年の一九九二年、少年水平社の生き残り「森仙太郎さん」の聞き取りをもとに『東宮原水平社のたたかい』の冊子を編纂しました。この冊子は全支部員に配布し、支部主催で記念集会を開催しました。

一九九四年から一九九五年三月にかけて岸キヌエさんの『みやらの子守唄』をもとに大阪市教育委員会社会教育課が啓発アニメ『天気になあれ』を制作することになり、全面的に協力をしました。一九九五年三月、上映開始され、とても好評でした。この年は一九九〇年、部落解放文学賞(識字部門)を受賞した谷上梅子さんが交通事故にあい、なくなりしました。彼女の死を悼んで、冊子『谷上梅子：それでもわては生きてきた』の編纂に取組みました。

二月一九日には谷上梅子さんの追悼と共に、「みやらけ語り部の会」を発足させました(会長は森仙太郎)。

「語り部の会」は部落史研究会のもとに位置づけ、日之出地区すべての被差別体験者を結集して、地区内の若い人々や地区外の人々への啓発活動、ビデオや冊子等に記録する活

動に取組む予定をたてています。

* * *

残された研究の課題は、以下の通りです。

(1)日之出がいつ頃どういう理由で「エタ村」になったのか。それはいつなのか。

(2)渡辺村の下ごえくみ取りの実態の把握

(3)関係部落との通婚の状況把握

(4)啓振会と東宮原(北大阪)水平社

(5)戦前の日之出の生活と仕事

(6)侵略戦争へ日之出地区はどういう形で協力したのか。

(7)戦前、戦後の日之出地区の朝鮮人、韓国人の実態把握

(8)戦後、日之出に流入した人々の分析。どこから、どの様な理由で

日之出には古文書がありません。

関係者のご協力を特にお願いします。(会長 大賀喜子)

寄贈図書一覧

・撰津市史写真版資料目録一九八五(撰津市)

・和泉国日根郡熊取谷中家文書目録一九八七(熊取町)

・山岡春関係文書目録一九八八(山岡)

岡家文書刊行・保存会)

・大阪社会運動協会蔵書目録中江文書I一九九四(大阪社会運動協会)

・富田林市史資料目録第一集(昭和四五)(富田林市史編纂室)

・泉大津市史編纂史料目録第一集(一九七七)、第二集(一九八〇)(泉大津市史編纂室)

・横山家文書目録一九九五(第一次調査分)、仮目録(追加分)一九五

・田中家文書追加分上(近世)・下(近代)(泉大津市史編纂室)

・一橋徳川家文書目録(抜粋)(泉大津市史編纂室)

・土浦藩土屋家文書目録(泉大津市史編纂室)

・旧狭山藩士江馬家文書目録―大阪狭山市史編さん資料目録2―一九

・九四(大阪狭山市市史編さん室)

・諸家文書目録大阪狭山市史編さん資料目録3、一九九四(大阪狭山市市史編さん室)

・旧狭山藩士澤田秀雄家文書目録―大阪狭山市市史編さん資料目録4、一九九五(大阪狭山市市史編さん室)

・旧河内国丹南郡半田村吉川家文書目録、一九九五(大阪狭山市市史編さん室)

・史料文献一覧(岬町史編纂室)

・史資料一覧(岬町史編纂室)

・岬の古文書―岬町史紀要第1号(岬町教委)

・岬の古文書2―岬町史紀要第2号(岬町教委)

・岡村四郎家文書目録(門真市市史編さん室)

・平橋家大工組文書目録(門真市市史編さん室)

・樋口茂治家文書目録一九八九(吹田市)

・上野・楓・木下・田中家文書目録(吹田市)

・橋本・中西・竹原家文書目録(吹田市)

・竹本佐秋・竹中茂作家文書目録(吹田市)

・小路村・岸辺南村共有地目録(吹田市)

・青丘文庫図書目録(青丘文庫)

追補II

追補III

・史料館所蔵史料目録第三六集(国立史料館)

・大阪商業大学商業史研究所資料目録第1、2、3(前編)集(大阪商業大商業史研究所)。同研究所紀要創刊号、第二、三号。